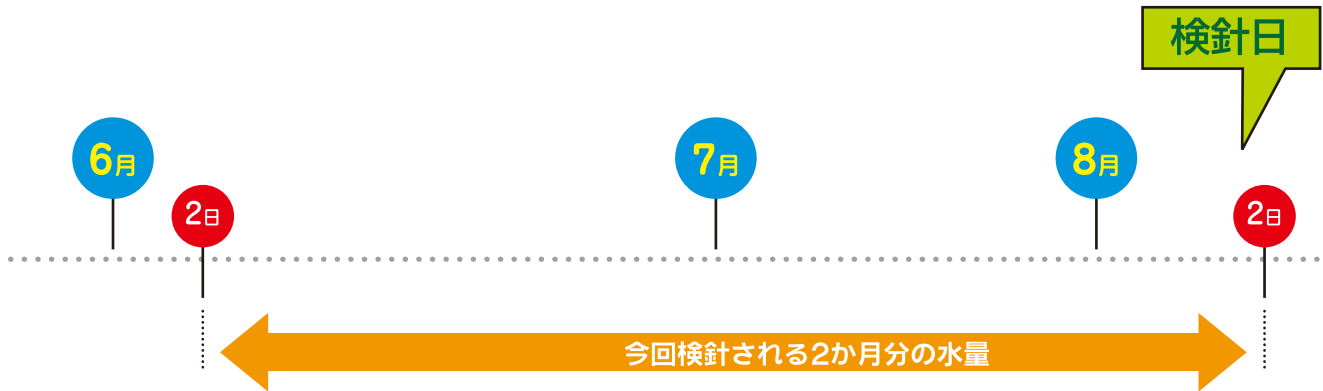


6 水道料金・下水道使用料

(1) 検針から料金の支払いまで【お客様料金センター】



この表は検針の時にお配りする物です。
この検針票により集金することはありません。

Q 庭の散水など公共下水道に流さない水についても、なぜ下水道使用料を徴収するのですか。

A 家庭や事業所から排出される汚水は、ゴミや砂など小さな固形物を含んでいるので、水道メーターのようなもので測定するのは非常に困難です。

そこで、下水道使用料は、水道水や井戸水など使用した水の量に応じて負担していただくことになっています。

なお、散水や池など明らかに公共下水道に流入しないものについては、所有者の負担で水道メーターを設置し、当該散水などに係る使用水量が確認できるときは、別途申請により下水道使用料を減額しています。

【お客様料金センター】
【申請 給排水設備課】

| 種別 | 単価 | 数量 | 金額 |
|---------|-------------|-------------|---------|
| 水道料金 | 200円/立方メートル | 42.02立方メートル | 8,404円 |
| 下水道使用料 | 100円/立方メートル | 50.12立方メートル | 5,012円 |
| 今回請求予定額 | | | 13,416円 |

①お客様番号

お客さまごとの特定番号です。
お問合せの際、お知らせください。

②今回の使用水量、排除汚水量

今回指針から前回指針を差し引いた数値です。
排除汚水量(下水道)は、通常の場合、使用水量と同量とみなします。
(例)水道局 三郎さんの場合、
検針期間6/2~8/2、
380㎡-326㎡=54㎡。

③今回請求予定額

2か月間の水道料金(8,404円)と下水道使用料(5,012円)の合計額(13,416円)です。

④口座振替済のお知らせ

水道料金、下水道使用料の口座振替の内容です。(金融機関名、預金種別、口座番号については、ご希望のお客様のみ表示しています。)

お客様からの希望により毎月振替が可能です。
(お申込みがない場合は、隔月振替となります。)

⑤通信欄

水道メーター取替の案内など、お客様への連絡事項を記載します。



水道料金などを滞納すると水道を止めることとなります。
いったん水道を止めると、未納料金を全額支払うまで開栓できません。
納入通知書でお支払いのお客様は、安心便利な口座振替をご検討ください。

口座振替日(再振替の制度あり)

納入通知書の発行

27日

9月

納入期限

8日 10日

10月

(2) 水道料金・下水道使用料の支払い方法【お客様料金センター】

口座振替によるお支払い

安心
便利

お客様ご指定の口座から自動的に引き落とす方法です。
自動的に振り替えられますので、便利で納め忘れもなく安心です。

- ◆ 振替日: 検針月の翌月の8日(再振替の制度あり)
(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
- ◆ 申込み場所: お客様料金センター
取扱金融機関の窓口
- ◆ 必要なもの: 領収証書等お客様番号のわかるもの
預貯金通帳、金融機関届出印

※「口座振替、自動振込依頼(申込)書」(申込ハガキ)による申し込みもできます。申込ハガキが必要な方は、お客様料金センターへご連絡ください。(振替開始まで1か月程度かかりますのでご了承ください。)

納入通知書によるお支払い

- ◆ 送付時期: 検針月の月末
 - ◆ 納入期限: 検針月の翌月10日
(金融機関が休業日の場合は翌営業日)
 - ◆ 納入場所: お客様料金センター
取扱金融機関窓口
コンビニエンスストア
- ※コンビニエンスストアでは以下の場合取り扱いできません。
- ・バーコードの印字がないもの
 - ・バーコードが読めないもの
 - ・金額が30万円を超えるもの
 - ・金額を訂正したもの

モバイル決済(PayB、LINE Pay)によるお支払い

納入通知書に記載されているバーコードを、スマートフォンなどのモバイル端末のカメラで読み取り、リアルタイムで決済を行うことができます。

納入通知書の納入期限内であれば、いつでもお支払いができます。

※アプリのダウンロード及びご利用にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。

※領収証書は発行されません。

領収証書が必要な場合は、お客様料金センターやコンビニエンスストア、取扱金融機関窓口でお支払いください。

- ※取り扱いできない納入通知書
- ・バーコードの印字がないもの
 - ・バーコードが読めないもの
 - ・金額が30万円を超えるもの
 - ・金額を訂正したもの



- ◆ アプリのダウンロード及び銀行口座等の登録が必要です。
- ◆ 登録した金融機関の預貯金口座から即時に引き落としのうえお支払いができるサービスです。
- ◆ 1日の支払限度額: 最大30万円
- ◆ PayBの詳細については、PayBのホームページをご覧ください。

PayBのホームページ ▶
(<https://payb.jp/>)



- ◆ LINEアプリのダウンロード、LINE Pay登録及びチャージが必要です。
- ◆ 支払限度額: 納付書1枚あたりの金額が5万円未満
- ◆ LINE Payの詳細については、LINE Payのホームページをご覧ください。

LINE Payのホームページ ▶
(<https://line.me/ja/pay/>)



(3) 料金の計算方法【料金課・経営管理課】

水道料金 (1か月分)

- ・水道料金は、基本料金と従量料金の合計に100分の110を乗じて得た額になります。(1円未満の端数切り捨て)
- ・下表に該当しない料金については、使用水量1㎥につき、435円を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額になります。(1円未満の端数切り捨て)

| 令和2年10月1日現在 | | | | | 令和2年10月1日現在 | | | | | | | |
|-----------------|---------|----------|-----------------|--------|-------------|--------|----------|-----------------|---------|-------|----------------|-----|
| 用途 | 口径別等 | 基本料金 (円) | 従量料金 (円) | | 用途 | 口径別等 | 基本料金 (円) | 従量料金 (円) | | | | |
| | | | 使用水量 | 1㎥について | | | | 使用水量 | 1㎥について | | | |
| 一般用 | 13mm | 700 | 10㎥までの分 | | 公衆浴場用 | 一般用と同じ | 一般用と同じ | 1㎥について | | | | |
| | | | 10㎥を超え 20㎥までの分 | | | | | 45 | 70 | | | |
| | | | 20㎥を超え 30㎥までの分 | | | | | 120 | | | | |
| | 20mm | 1,220 | 30㎥を超え 30㎥までの分 | | | | | 共用 | 1世帯について | 700 | 10㎥までの分 | |
| | | | 30㎥を超える分 | | | | | | | | 210 | 45 |
| | | | 100㎥までの分 | | | | | | | | 120 | |
| | 25mm | 1,680 | 50㎥までの分 | | | | | 100㎥を超え 30㎥までの分 | 210 | 275 | 20㎥を超え 30㎥までの分 | |
| | | | 50㎥を超え 100㎥までの分 | | | | | | | | 245 | 275 |
| | | | 100㎥を超える分 | | | | | | | | 300 | |
| | 100mm以上 | 102,370 | 1㎥について | | | | | 私設消火栓 | 1個について | 1,500 | 使用時間5分までごとに | |
| 1㎥について | | | 300 | 2,200 | | | | | | | | |
| 50㎥までの分 | | | 220 | | | | | | | | | |
| 50㎥を超え 100㎥までの分 | | | 245 | | | | | | | | | |

下水道使用料 (1か月分)

- ・下水道使用料は、基本料金と従量料金の合計に100分の110を乗じて得た額になります。(1円未満の端数切り捨て)

| 令和2年10月1日現在 | | | | | |
|-------------|------|----------|--------------------|--------|-----|
| 用途 | 汚水種別 | 基本料金 (円) | 従量料金 (円) | | |
| | | | 排除汚水量 | 1㎥について | |
| 一般用 | 第1種 | 390 | 10㎥までの分 | | |
| | | | 10㎥を超え 30㎥までの分 | | 41 |
| | | | 30㎥を超え 50㎥までの分 | | 87 |
| | 第2種 | 490 | 50㎥までの分 | | 128 |
| | | | 50㎥を超え 100㎥までの分 | | 134 |
| | | | 100㎥を超え 200㎥までの分 | | 175 |
| 公衆浴場用 | 第1種 | 390 | 200㎥を超え 500㎥までの分 | | 192 |
| | | | 500㎥を超え 1,000㎥までの分 | | 204 |
| | | | 1,000㎥を超える分 | | 215 |
| | | | 1㎥について | | 8 |

※汚水種別について
第1種とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。
第2種とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。

家族4人 Aさん(13mm)の場合

今回は2か月で60㎥ですね。



水道料金は、まず、1か月分の水量(Aさんの場合は30㎥)で計算し、その額を2倍(2か月分)したものがお支払い額となります。



水道料金は…

基本料金 700円
従量料金 3,750円

1㎥～10㎥ 45円×10㎥= 450円
11㎥～20㎥ 120円×10㎥= 1,200円
21㎥～30㎥ 210円×10㎥= 2,100円

計 4,450円

4,450円 × 1.10(消費税) = 4,895円
4,895円(1か月分) × 2か月分 = 9,790円

下水道使用料は…

基本料金 390円
従量料金 2,150円

1㎥～10㎥ 41円×10㎥= 410円
11㎥～30㎥ 87円×20㎥= 1,740円

計 2,540円

2,540円 × 1.10(消費税) = 2,794円
2,794円(1か月分) × 2か月分 = 5,588円

今回のお支払い 水道料金 9,790円 + 下水道使用料 5,588円 = 15,378円

(4) 水道料金・下水道使用料早見表(2か月)【経営管理課】

※用途は一般用で、水道メーター口径は13mm、汚水種別は第1種で計算しています。

※水道料金・下水道使用料には2か月分の基本料金が含まれています。

令和2年10月1日現在
消費税込み。税率10%

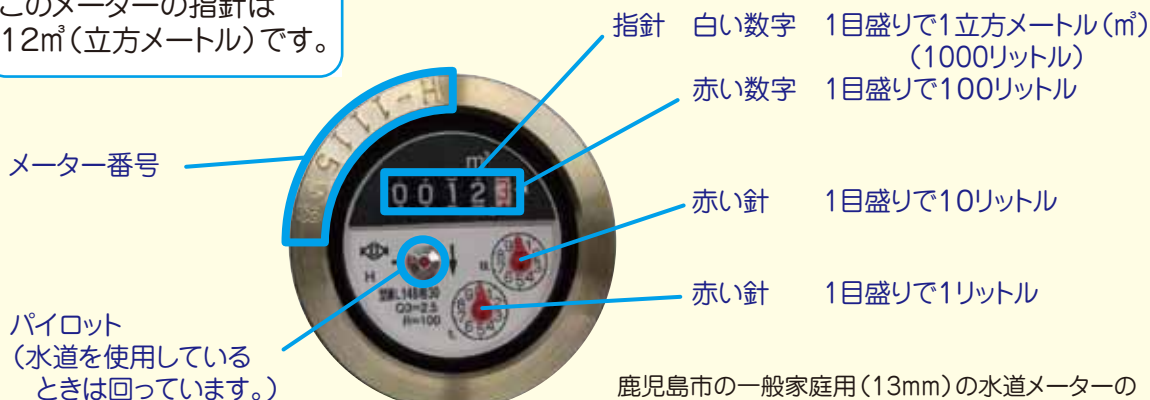
| 使用水量 (m ³) | 水道料金 (円) | 下水道使用料 (円) | 合計 (円) |
|---------------------------|-------------|---------------|-----------|
| 0 | 1,540 | 858 | 2,398 |
| 1 | 1,588 | 902 | 2,490 |
| 2 | 1,638 | 948 | 2,586 |
| 3 | 1,688 | 992 | 2,680 |
| 4 | 1,738 | 1,038 | 2,776 |
| 5 | 1,786 | 1,082 | 2,868 |
| 6 | 1,836 | 1,128 | 2,964 |
| 7 | 1,886 | 1,172 | 3,058 |
| 8 | 1,936 | 1,218 | 3,154 |
| 9 | 1,984 | 1,262 | 3,246 |
| 10 | 2,034 | 1,308 | 3,342 |
| 11 | 2,084 | 1,354 | 3,438 |
| 12 | 2,134 | 1,398 | 3,532 |
| 13 | 2,182 | 1,444 | 3,626 |
| 14 | 2,232 | 1,488 | 3,720 |
| 15 | 2,282 | 1,534 | 3,816 |
| 16 | 2,332 | 1,578 | 3,910 |
| 17 | 2,380 | 1,624 | 4,004 |
| 18 | 2,430 | 1,668 | 4,098 |
| 19 | 2,480 | 1,714 | 4,194 |
| 20 | 2,530 | 1,760 | 4,290 |
| 21 | 2,662 | 1,854 | 4,516 |
| 22 | 2,794 | 1,950 | 4,744 |
| 23 | 2,926 | 2,046 | 4,972 |
| 24 | 3,058 | 2,142 | 5,200 |
| 25 | 3,190 | 2,238 | 5,428 |
| 26 | 3,322 | 2,334 | 5,656 |
| 27 | 3,454 | 2,428 | 5,882 |
| 28 | 3,586 | 2,524 | 6,110 |
| 29 | 3,718 | 2,620 | 6,338 |
| 30 | 3,850 | 2,716 | 6,566 |

| 使用水量 (m ³) | 水道料金 (円) | 下水道使用料 (円) | 合計 (円) |
|---------------------------|-------------|---------------|-----------|
| 31 | 3,982 | 2,812 | 6,794 |
| 32 | 4,114 | 2,908 | 7,022 |
| 33 | 4,246 | 3,004 | 7,250 |
| 34 | 4,378 | 3,098 | 7,476 |
| 35 | 4,510 | 3,194 | 7,704 |
| 36 | 4,642 | 3,290 | 7,932 |
| 37 | 4,774 | 3,386 | 8,160 |
| 38 | 4,906 | 3,482 | 8,388 |
| 39 | 5,038 | 3,578 | 8,616 |
| 40 | 5,170 | 3,674 | 8,844 |
| 45 | 6,324 | 4,152 | 10,476 |
| 50 | 7,480 | 4,630 | 12,110 |
| 55 | 8,634 | 5,108 | 13,742 |
| 60 | 9,790 | 5,588 | 15,378 |
| 65 | 11,302 | 6,292 | 17,594 |
| 70 | 12,814 | 6,996 | 19,810 |
| 75 | 14,326 | 7,700 | 22,026 |
| 80 | 15,840 | 8,404 | 24,244 |
| 85 | 17,352 | 9,108 | 26,460 |
| 90 | 18,864 | 9,812 | 28,676 |
| 95 | 20,376 | 10,516 | 30,892 |
| 100 | 21,890 | 11,220 | 33,110 |
| 110 | 24,914 | 12,694 | 37,608 |
| 120 | 27,940 | 14,168 | 42,108 |
| 130 | 30,964 | 15,642 | 46,606 |
| 140 | 33,990 | 17,116 | 51,106 |
| 150 | 37,014 | 18,590 | 55,604 |
| 160 | 40,040 | 20,064 | 60,104 |
| 170 | 43,064 | 21,538 | 64,602 |
| 180 | 46,090 | 23,012 | 69,102 |
| 190 | 49,114 | 24,486 | 73,600 |

(5) 水道メーター

①水道メーターの読み方【料金課】

このメーターの指針は
12m³(立方メートル)です。



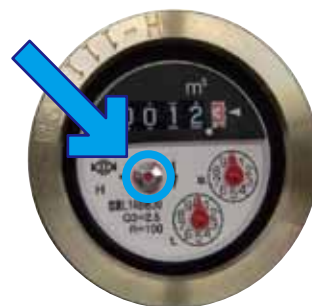
鹿児島市の一般家庭用(13mm)の水道メーターの指針は、主に4ケタが使われています。

②宅地内漏水の発見方法【お客様料金センター】

水を全く使用していない状態(全てのじゃ口を閉めた状態)で水道メーターのパイロットが回っている場合は、漏水の恐れがあります。

漏水の場所が確認できる場合は、指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。(修理は個人負担となります。)

修理をされずにそのまま放置されますと、漏水により水道料金等もその分高額となりますので、早めの修理をお願いします。漏水箇所がわからない場合は、漏水調査を行うことができますのでお客様料金センターへ調査の依頼をしてください。(ただし、簡易調査ですので微量な漏水などは箇所を特定できないこともあります。)



③水道メーターの検針、取り替えにご協力ください【お客様料金センター】

【メーターボックスの上に物を置かないで!!】



【犬は放し飼いにしないで!!】



【家の増改築でメーターが床下や屋内にならないように!!】



【メーターボックスの中はいつもきれいに!!】



水道メーターは、計量法に基づき有効期間が8年となっており、蓋の裏側に、西暦もしくは和暦で水道メーターの有効期間が記されたシールが貼られています。

水道局では有効期間が過ぎる前に、新しい水道メーターに取り替えています。取り替え作業は、水道局が委託した指定給水装置工事業者が家庭などを訪問し、15分程度の断水をして行います。

水道メーターの取り替え作業で代金をいただくことはありません。ただし、各自で取り付けした自己材メーターの取り替えは所有者負担です。【料金課】

取り替えは、検針票の備考欄でお知らせします。



(6) 共同住宅における検針及び徴収【料金課】

共同住宅における検針及び徴収については、「普通式」、「遠隔式」及び「一括式」という3つの制度があります。

そのうち、水道局が戸別に各戸検針及び各戸徴収する方法としては、「普通式」と「遠隔式」が該当します。

また、新たに共同住宅を建築し、「普通式」を申請されるお客様のほか、これまで「遠隔式」や「一括式」をご利用されていたお客様も、水道局が定める一定の条件を満たせば、「普通式」に変更することができます。なお、従来どおり「遠隔式」や「一括式」を選択することもできます。

| 各戸検針・各戸徴収 | | 一括検針・一括徴収 |
|---|---|---|
| <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">普通式</div> | <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">遠隔式</div> | <div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">一括式</div> |
| <p>水道局が一戸建て住宅と同じように共同住宅の各戸にメーターを設置し、各戸メーターの検針及び水道料金等の徴収を行う方式</p> | <p>建物の所有者等が各戸メーター（遠隔指示）及び集中検針盤を設置し、水道局が、集中検針盤で各戸検針及び水道料金等の徴収を行う方式</p> | <p>水道局が設置した基本メーターを検針し、建物全体分の水道料金等を建物の所有者等から一括して徴収を行う方式（アパート料金適用含む。）</p> |
| <p>各戸メーター（局が設置）</p> | <p>各戸メーター（所有者等設置）</p> | <p>各戸メーター（所有者等設置） 設置しない場合あり</p> |

「普通式」の主な適用条件

1. 水道局が給水する民間共同住宅（住居が2戸以上）であること
 2. 共同住宅の所有者が設置した各戸メーターは、水道局に無償譲渡すること
 3. 水道局の定める「メーター等設置基準」に適合していること
 - (1) 各戸メーターの設置場所等は、使用者等（使用者、所有者、管理人又は代表者）が不在でも容易に検針・取り替え等ができ、維持管理に支障がないこと
 - (2) 各戸メーターは、メーターユニットにより設置するか、又は、メーター上流側に伸縮止水栓、下流側に逆止弁を設置すること
 - (3) 「普通式」の申請受理日において、各戸メーターの検定有効期間が6か月以上残っていること（新規に工事申請する共同住宅を除く）
 4. 分譲住宅にあっては、建物の区分所有者全員の同意があること（新設を除く）
 5. オートロックの解除方法を届けること
- (注) このほかにも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆給水負担金の取り扱い

平成 23 年 4 月 1 日以降に工事申請する共同住宅で

○「普通式」を選択される場合

各戸メーターの口径に基づく給水負担金の合計額（個数分）を負担していただきます。

○「遠隔式」又は「一括式」を選択される場合

基本メーターの口径に基づく給水負担金を負担していただきます。

ただし、その後「普通式」に変更される場合は、各戸メーターの口径に基づく給水負担金の合計額（個数分）と基本メーターの口径に基づく給水負担金の差額を負担していただきます。

◆その他

1. 「普通式」を希望される場合は、所有者等が水道局に申請してください。その後、各戸検針・各戸徴収に関する契約を結んでいただきます。
2. 既存の共同住宅で「普通式」に変更する場合は、申請前に、水道局との事前協議が必要です。
3. 既存の共同住宅で、29ページの「メーター等設置基準」に適合するための改造費用については、所有者等のご負担となります。

お問い合わせ先

【工事・給水負担金に関すること 給排水設備課 電話：213-8521・8523・8524】
【契約・検針・徴収に関すること 料金課 電話：213-8514】

アパート料金制度とは

一戸建て住宅にお住まいの方と共同住宅にお住まいの方とでは水道使用の実態に大きな違いは無いにもかかわらず、共同住宅の場合は、全使用者が 1 使用者扱いとなるため、一戸建て住宅の場合より水道料金が割高となるケースがあります。

このような取り扱いを避けるため、申請により、共同住宅にお住まいの方が一戸建て住宅にお住まいの方と同じような取り扱いを受けられるようにしたのがこの制度です。しかし、この制度は、使用水量の多い少ないによって有利になる場合と不利になる場合とがありますので、申請に際しましては、お客様料金センターへご相談のうえ申請してください。

○対象となる共同住宅

基本メーターが 1 個ある共同住宅で、屋内に給水栓が設置されており、各世帯がそれぞれ独立して水を使用する設備のある共同住宅で、現に 2 世帯以上が水道を使用している建物が対象となります。

大学等の学生寮にあっては、各居室が完全に区画され独立しており、かつ、料金の負担者が各居室の入居者であることとなっております。（学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校）

お問い合わせ

お客様料金センター 電話番号：099-812-6171
FAX : 099-812-6175